

経営力強化保証

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的に創設された制度です。

ご利用いただける方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

本制度の特徴

保証料率を一区分引き下げ！

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
適用料率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45

※全国統一保証制度「経営力強化保証」：一般関係に係る保証の場合

金融機関と認定経営革新等支援機関の
継続的な経営支援！

▶ 詳しくは裏面を
ご覧ください

(注)：ご利用にあたっては、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。



	全国統一保証制度 経営力強化保証	和歌山県制度 経営支援資金（経営力強化枠）
申込人 資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 【添付資料】信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付するものとする (1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2) 事業行動計画書（申込人が策定したもの） (3) 経営安定関連保証（5号）については、セーフティネット（5号）認定書	
資金使途	【一般関係に係る保証】事業資金（運転・設備・返済） 【経営安定関連保証（5号）】経営の安定に必要な資金であって、 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える資金に限る （返済資金に加えて、運転・設備資金を含むことは可能） ※上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る	
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合：4億8,000万円） ※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額	
保証割合	責任共有対象（80%保証）	
保証料率	【一般関係に係る保証】0.45%～1.75% ※申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用（注1） 【経営安定関連保証（5号）】0.8%	【一般関係に係る保証】0.45%～1.25% ※申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用（注1） 【経営安定関連保証（5号）】0.5%
	※保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取り扱いを適用する場合、上記保証料率に0.25%もしくは0.45%上乗せ（無担保保険に限る）	
保証期間	【一般関係に係る保証】一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：運転資金5年以内、設備資金7年以内 <u>（本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内）</u> ※据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内 【経営安定関連保証（5号）】一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（据置期間1年以内）	
担保	必要に応じて徴求	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	
融資利率	金融機関所定利率	年1.4%以内
申込方法	金融機関経由	県制度融資取扱金融機関経由
取扱期間	令和6年7月1日～	
備考	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る）に係る既往借入金 ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）の特例中小企業者に係るものに限る）に係る既往借入金 ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金	

（注1）申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由（貸借対照表を作成していない等）に該当する場合、一区分低い料率の適用は行いません。